



預言者ムハンマドを擁護するための対話会議

イスラーム研究所長 森伸生

2013年12月10日、11日の二日間にわたって、サウジアラビア・リヤードにあるイマーム大学にて、「預言者ムハンマドを擁護するための対話会議」が開催された。今回、この会議にイマーム大学の招待で出席する機会を得た。12月9日に日本を出発して、同会議に参加し、12日にはリヤードを出るという強行な日程であった。同会議はアブドラー国王の支援でイマーム大学が主催した会議である。協賛としてイスラーム問題省、アブドルアジーズ国王国内対話センター、預言者慣行・イスラーム研究のための故ナイフ・イブン・アブドルアジーズ殿下賞機構、使徒を知らせるための国際的機構が開催に参加した。開会式は大会堂で行われ、800人ほどが参加していた。イマーム大学のアハマルハイル学長はアブドラー国王がこの会議を支援することによって多くの研究者を招へいすることができ、この会議を実現することができたことをあげ、国王への謝意を表し、会議で発表する研究者ならび会議に参加する一般参加者にも同様に謝意を示した。同会議は、昨今、預言者ムハンマドへの誤った認識・解釈より生じる中傷などが世間で垣間見られることを受け、上記テーマでの対話会議を開催する運びになった旨を説明して、実り多き会議であることを期待して、言葉を終えた。会議に

50カ国から165名の研究者が参加して、対話・討議が行われた。会議内容は第1日目では、5セッションが組まれた。各セッションは8名の研究者が発表を行った。第2日目は、6セッションが行われた。前日同様に各セッションでは8名もしくは9名の研究者が発表した。男性会場には、男性から見えないようにして女性専用の席が設けられており、質疑応答の時間では女性の参加者からも積極的な発言が行われた。会議時間は両日ともに午前9時半から午後10時まで行われた。

会議のテーマは五つにまとめることができる。

- 1 イスラームにおける対話の概念とそれに関連するテーマ
- 2 国内の対話及び諸宗教、文明間の対話におけるサウジアラビアの努力の強調
- 3 成功する対話に必要な構成要素、重要な方法、手段、分野
- 4 預言者を擁護するため行う対話の役割
- 5 預言者とシャリーアを防衛するためにとったムスリムのウラマーや祖師たちの努力

会議内容の一部を第一日目の発表者のテーマから紹介することにする。

第一セッション

- 1 対話の基本と対話の礼儀
- 2 預言者を擁護するためにとった教友たちの対話による方法

- 3 クルアーンとスンナの基礎における宗教的自由に関する疑惑
- 4 預言者のスンナに基づいて行われる二聖都の守護者の提案における意見の違う者との対話の基礎
- 5 預言者とシャリーアを知らしめるために社会的継続の方法を通じて対話を使うこと
- 6 過去と現在において預言者の防衛
- 7 預言者を防衛するための対話とその影響
- 8 クルアーンとスンナに基づいた対話の重要な目的

第二セッション

- 1 真実とオリエンタリストたちの疑惑の間における預言者の教えによる戦い
- 2 預言者とシャリーアの防衛と諸宗教間の対話実施におけるフランス人ウラマーの奮闘
- 3 クルアーンの中から対話の礼儀
- 4 他者との対話で預言者の方法
- 5 クルアーンにみる証明と礼儀を踏まえた対話
- 6 対話におけるイスラームの中庸と極端性や過激性から無縁であることの説明
- 7 対話の真実とイスラームにおける対話の重要性
- 8 他者との対話の基本、一般規則、目的

第三セッション

- 1 預言者の伝記を通じてイスラームの中庸と平和の構築
- 2 預言者の会話における満足の基礎
- 3 他者との対話における預言者の方法、基礎、礼儀
- 4 預言者を擁護するために虚偽の人々に対するクルアーンの会話
- 5 影響の大である疑念に抗する対話と預言者に関する間違ったイメージの訂正
- 6 効果のある対話の基本と支柱
- 7 預言者擁護のために行う対話とその影響

- 8 イスラーム・キリスト教の対話とイスラーム諸団体の直面するフィリピンでの実態

第四セッション

- 1 イスラームにおける対話の重要性と礼儀
- 2 人類の善（預言者）の防衛についてモロッコでの対話
- 3 預言者伝にみる人間本質的な対話
- 4 対話の中にあるべきムハンマドの人間的教育と預言者的な特性
- 5 諸文明間の関係に応じた対話の機能
- 6 預言者擁護における対話の方法、その理解、重要性、諸方法など
- 7 イスラームにおける対話と中庸的構成要素
- 8 西洋的思考における預言者像と模範的な預言者

第五セッション



発表会場風景

- 1 預言者伝にある諸事を通じて対話の基礎の真実、平和的な共生と福祉への影響
- 2 預言者擁護のために行う対話の影響
- 3 預言者の対話の構成要素とその用法
- 4 預言者擁護のために対話を重視し実施するウラマーの努力
- 5 イスラームの考えにおける預言者とイスラームの姿と会話におけるその訂正の方法
- 6 対話の本質、その根本、その礼儀、イスラーム諸学を求める者の方向性と預言者を擁護するためにそれを使用する方法など
- 7 預言者を擁護するために対話の重要性
- 8 対話と他者との共生における預言者の導き：模範的なマディーナ憲章

このように今回の対話会議は預言者ムハンマドを擁護するために、預言者や預言者の弟子たちである教友たちの行動の素晴らしさを示し、それに基づくシャリーアの特性を明らかにすることに集約することができる。預言者ムハンマドが誹謗中傷されることに対して預言者やその弟子である教友の正しい人物像を明らかにすることによって、預言者ムハンマドを防衛できると考えているようであ

る。しかし、問題はそれほど単純ではない。預言者ムハンマドが非難中傷されないようするためには、預言者の教えが体現されて、初めてその正しいことが世界に証明されることになる。いかなれば、預言者ムハンマドを擁護するためには現在のイスラーム世界が預言者の教えを体現して、どの社会よりも安全で安心な社会を築くことにあると考えられる。預言者の教えの正しさや人物像を再確認することは重要であるとは言うまでもないが、しかし、それが体現されていないイスラーム社会の現状について考えなければならない。いかにしてその教えを体現するかということが対話によって求められるなければならないということをこの会議で実感した。

今回の会議では会場には常に満席となるほどに学生も参加しているのには驚かされた。大学側は参加者に対して、各セッションの終わりに抽選会を行い、参加者に対して賞品を配っていた。最終セッションの抽選会ではその賞品に自動車一台が挙げられていた。自動車を引き当てた参加者の学生が大喜びをしている姿が会議の雰囲気を楽しいものにした。そして、マッカのハラーム・モスクのイマームであるスティスィ師のクルアーン読誦で会議の最後を飾ることになった。人々の心にクルアーンの一節が響き渡っていた。

台湾海峡を渡った中国ムスリム——台湾のイスラーム世界

日本文化研究所主任研究員 **長谷部 茂**

陸と海のシルクロードを経て中国に浸透していったイスラームの道筋をたどり、「中国イスラームの実態と共存原理の解明」を意図した筆者の研究は、いよいよ海を越えて台湾にたどり着いた。台湾は、10～13世紀におけるアジア最大の国際貿易港であった泉州と、海峡をはさんで向き合っている。泉州はまたイスラーム商人のアジア最東端の拠点でもあった。

2008年11月に泉州で開かれたシンポジウム「海上交通とイスラーム文化」に参加した際、明朝末期（17世紀中葉）から多くの「回族」が台湾に渡ったことを知った。「回族」とは本来ムスリムを指すが、彼らはすでにイスラームの信仰を失っていたという。とすれば、その時代を以てイスラームの台湾到達とは言えない。ならば何時、イスラームは台湾に到達したのか？このような疑問を抱いて、2012年9月と12月、台湾を訪れ、現地のムスリムから話を聞き、また資料を収集した。

以下はその報告である。なお、台湾イスラームに関する先行研究はわずかであり、筆者の検証も十分でない。ここでは、全体像を示すために、伝聞に類する事項も含めて紹介する。参考文献は稿末に示した。後日稿を改めて発表する予定である。

一、現況

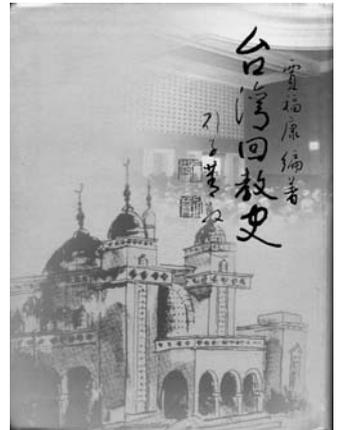
台湾には現在、6か所の清真寺（モスク）がある（台北、台北文化、龍岡、台中、高雄、台南）。その中で最も古い台北清真寺内に中国回教協会があり、台湾のムスリム（台湾では「回民」と称される）を統括している。

2012年9月2日、筆者は初めて台北清真寺に中国回教協会を訪ね、そこに常駐している財団法人台北清真寺基金会の王夢龍総幹事から、台湾イスラームの現状について話を伺った。

王氏の話によれば、台湾在住のムスリムは現在約5万人。ただし、この数字は統計上の、いわば公称で、流動するイスラーム諸国からの出張・駐在者及びその子弟を除いた定住ムスリムの数は1万人弱だという。彼らのルーツは大きく分けて二つある。一つは、1949年の国民党政府の台湾移転前後に、中国大陸から移り住んだムスリムである。国民党政府の国防部長にまでなったムスリム将軍・白崇禧配下の軍人や、共産党政権を嫌って逃れた富裕ムスリム商人が含まれる。半世紀を経て彼らの二代目、三代目の中には信仰から離れていった人も少なくないという。

もう一つは、現在、台湾ムスリムの大多数を占める中国雲南省出身のムスリムである。彼らは1950年代初頭から、断続的にミャンマー（ビルマ）を経由して台湾に移住した。第二次大戦中、連合国は四川省重慶に拠点を移した蒋介石を支援すべく、いわゆる援蒋ルートを作ったが、そのルートを確保するために国民党の部隊がミャンマーに駐屯した。その部隊には土地柄、ミャンマーに隣接す

る雲南省出身者が多く、その中にはかなりの割合でムスリムがいた。戦後、共産党が政権を取ると、彼らは中国とミャンマーの国境に取り残されてしまった。5万人を数える兵隊、軍属やその家族たちは、故郷の雲南省に戻ることもできず、ミャンマーやタイの北部に難民として生きるしかなかったが、国際的な圧力もあり、台湾は彼らを受入れてきた。王先生ご自身、雲南省沙甸出身の回族で、父親はイマームとして部隊中のムスリムを指導するために従軍していたという。



賈福康著「台湾回教史」の表紙

台湾ムスリムは台湾総人口2300万人分の1を占めるに過ぎない。ましてやその多数派の雲南省出身のムスリムは、台湾人の目から見ればミャンマー人に他ならず、存在感はきわめて小さい。中国には、非イスラーム国とはいえ小さいながらも各地に居住区があるが、台湾では清真寺しか拠り所がない。ハラール食品は金曜礼拝後に清真寺の敷地内に市を立てて販売している。肉類はすべてオーストラリアからの輸入に頼る。それも一つの要因だが、彼らはもともと生活基盤を持っておらず、若いムスリムは日本に出稼ぎするケースも多いという。

二、歴史

前述の王先生から、台湾ムスリムの最長老（当時99歳）である賈福康先生をご紹介いただき、日を改めて台北清真寺でお会いした。賈先生には『台湾回教史』の著書がある。おそらく台湾で唯一台湾イスラームの歴史について書かれた本であろう。同著は、ほとんどが戦後史であるが、「台湾回教的早期移民」という短い一章の中で、対岸福建省からの回族移民に言及している。現地調査も行ったような記述があったので、内容について確認したかったが、ご自宅にある資料がないと難しいとのことと、また後日、ご自宅にお伺いする約束をしたが、まだ実現していない。

台湾における回族（ムスリム或いはその後裔）は、明朝時代から現在まで、断続的にやってきて、重層的な広がりを持っている。現在の台湾ムスリムは戦後の移住者に限られるが、イスラームと台湾の関わりには遠大な前史がある。以下、年代を逐っておおよその流れを概観してみる。

1、明朝時代（1368年～）

中国で発表された論文「1945之前台湾回教研究」によれば、中国から最初に台湾を訪れたムスリムは、鄭和と随行のイマームを含

むスリム数名であったという。鄭和艦隊遠征(1405年～)の途次、占城(現在のベトナム)に向かう前に訪れたとする。鄭和が雲南出身のムスリムであったことは知られている。遠征の途次にはマッカ巡礼も果たしている。しかし鄭和来台の根拠としているのは、中国の一文人の著述と、台湾の鄭和に関する民間伝説だけであり、遠征ルートから考えても、にわかには信じがたい。

下って明朝末期(17世紀初)、清朝を打ち立てた満州族に最後まで抵抗した鄭成功の部下のムスリムが、台湾の西岸、鹿港にモスクを建立したという言い伝えがある。台湾を反清朝の拠点とした鄭成功は、大陸からの移民を奨励し、その軍隊の中にはムスリムの軍人が多かったとされる。対岸福建省から渡ってきた回族の拠点としては、鹿港と台西の二つが知られている。

福建省惠安から鹿港に渡った回族「郭氏」は、鄭成功がオランダ軍を駆逐した際、鹿港に陣を構え、そのまま同地に定住したという。この郭氏が鹿港に台湾最初のモスクを建立したことは確かなようである。そのモスク跡は現在、道教系の保安宮廟となっているが、場所は郭一族の居住地であり、今も郭一族が管理している。古老の話では、ここには数十年前まで黄色い布に包まれたクルアーンが保管され、井戸もあったという。『台湾回教史』の記述は、清朝雍正帝の頃、1725年の建立とするが、その根拠については未確認である。

台西に移住したのは泉州の回族「丁氏」であった。子孫は今も2000人を下らないという。移住当時から信仰は失っていたと思われるが、丁一族の中には、現在でも先祖を祭る時は豚肉を用いない、又は金曜日だけ豚肉を食べない家がある。丁氏は、元朝時代に雲南省の長官であったムスリム・賽典赤瞻思丁(サイード・アジャッル)の後裔といわれる。奇しくも現在台湾ムスリムの大多数を占める雲南省出身者には賽典赤瞻思丁を遠祖と考えている人が多い。一説には、当時渡台した回族は、「白、馬、郭、金、丁」の清真五姓と称され、五姓間でエンドガミー(内婚)の習慣があったという。

2、清朝時代(1683～1895)

前掲「1945之前台湾回教研究」は、清朝朝廷から台湾に派遣された役人に回族が多かったことを指摘している。具体的に10人以上の回族官僚の名前を挙げているが、彼らが台湾においてモスクを建立したり、ムスリム居住区を形成したりしたかどうかは不詳である。また彼らが信仰を持った回族であったかどうか根拠が示されていない。

3、日本時代(1895～1945)

日本統治時代の台湾にイスラームが存在したどうかは、大変興味のあるテーマであるが、今のところ証拠は見つかっていない。ただ、台湾の古老の話から(それもまた伝聞であるが)、信仰を持った回族が確かに存在したことが伺われる。例えば「遺落記憶的穆斯林—探索鹿港郭氏和丁氏宗族留存的伊斯蘭印記」中で、鹿港のある高校教諭(前述の郭一族)は、小さい頃に古来から、葬儀に際しては中国福建省からアホンを招いたと話している。また1950年代、当時の中国回教青年会理事長の蕭永泰が鹿港を実地調査した際、現地の郭一族(約600世帯)中、60歳以上の者は自分が元ムスリムの家系であることを知っており、クルアーンを所持している人もいたという、葬儀の時は40日間豚肉を食べなかったという。また同時期の別の証言では、1910年頃、一族中の富裕層の葬儀は、死体を沐浴し白い布で包み、福建省惠安県の清真寺からアホンを呼んでイスラーム式で行われたという。鹿港には日本統治時代の初期まで、建物は一般の民家と同じだがモスクが存在しており、福建省から招いたイマーム(教長)がいたという証言もある。

台湾総督府は、宗教や寺院に関する詳しい調査を行っており、公文書中にイスラームに関する資料が残っている可能性もある。今後の調査に待ちたい。

4、第二次大戦後以降(1945年～)

現在の台湾ムスリムが中国から移住した経緯については前述した。1947年12月には、台北麗水街の日本家屋に礼拝所が置かれた。1949年4月には、中国回教協会が国民政府とともに台湾に移転した(当時の理事長は白崇禧将軍)。中国回教協会は、抗日戦争時期の1938年に重慶で設立された「中国回教救国協会」を母体とする。戦後南京に本部を移して「中国回教協会」と名称を改めた。国民党政権の台湾移転後まもなく、前述した鹿港の回族調査や、信仰回復運動が進められた。しかし鹿港や台西の「回族」に、信仰を回復した例はなかったようである。1960年5月に台北清真寺が建立された。同寺は1999年3月に「市級古蹟」に認定されている。1990年

代に入って回教協会の役員に雲南省出身者が急増し、現在では各モスクのイマームはすべて雲南出身者だという。中華人民共和国の中国伊斯蘭(イスラーム)協会との交流も進んでいる。2004年3月には世界イスラーム連盟・国立政治大学共催の国際イスラームシンポジウムが台北で開催されている。

三、課題

台湾には、イスラームをいかに位置づけるかという問題が、中華人民共和国成立以前の国民党と共産党の対立そのままに持ち込まれた。最大の対立は、イスラームを宗教と見るか民族と見るかの違いである。その上に、非イスラーム国家におけるイスラーム共同体をいかに存続させるかという共通の問題が、台湾の民主化、アイデンティティの形成と絡んで、かなり複雑な様相を呈している。「台湾回民のエスニシティと宗教—中華民国の主体から台湾の移民へ—」の分析を踏まえて次に概説してみる。

国民党と共産党の見解の違いをひとことで言えば、共産党はムスリムを民族と見なし、国民党は宗教と見なししている。現在、共産党中国は、ムスリムを「回族」という少数民族に分類しているが、血統でいえばアラビア、ペルシア、トルコ、さらにはイスラームに入信した漢民族も含まれる。「回族」にはすでに何十代も前に信仰を失った人びともいる。逆に大多数がイスラームを信仰するウイグルは、「回族」ではなく、ウイグル民族である。イスラームを信仰するが祖先が信仰していた者はすべて自己申告で「回族」たりうるようだ。ただし、分類はあくまで宗教ではなく民族である。中国の民族分類では特殊な例といっている。

一方、国民党は、イスラームを宗教と位置付けてきた。通常中国における多民族の構成を指す「漢滿蒙回藏」の「五族」は民族ではなく、血統は違うが同じ中華民族だという立場、つまり少数民族は存在しないという立場を採る。中華民国(国民党政権)の憲法は、回民(ムスリム)を「内地の生活習慣が特殊な国民」と規定したが、回民にはマイノリティとしての優遇措置(国民代表大会の議席枠等)が与えられていた。これは台湾に移ってから同様である。回教協会は、政府の意向に沿いながら、台湾において更なるマイノリティとなった回民の存続をはかってきた。

1950年代後半から、中華民国(台湾)は、イスラーム諸国に対してイスラーム尊重の姿勢をアピールしてきた。外交政策上、回民は重要な位置を占め、中東諸国外交において大きな役割を果たした。政府と回教協会は持ちつ持たれつに関係にあり、多くの回民が外交官に採用された。1960年に壮観な台北清真寺が建立されたのも外交上の必要からであった。しかし、一般回民の意識は違ったようだ。1970年代にアメリカの研究者が行った調査では、台湾回民の大多数は、第一に民族集団の成員であり、その上でイスラームを信仰していると答えたという。

ところが近年(2000年)、台湾の研究者が行った調査では、回民の意識は180度転換し、ほとんどの回民が自らを、イスラームを信仰する漢人だと考えているという結果が出た。その要因はさまざまであろうが、1980年代後半から急激に進んだ台湾の民主化、現地化と台湾アイデンティティの形成が回民社会に影響を与えたことは間違いない。従来、回民内部にのみ目を向け、外部の社会とは没交渉に過ごしてきた回民に、台湾社会に対してイスラームを紹介する等、台湾におけるムスリムの存在をアピールする動きも見えている。しかし、イスラームの信仰だけが回民の特色であれば、「族群」と呼ばれるさまざまな台湾の構成メンバーの中で、回民がマイノリティとして優遇を受ける理由はない。近年、権利を認められてきた少数民族である台湾原住民とは意味合いが違ってくる。そこで一般回民の意識の変化とは逆に、回教協会や回民エリートたちは近年、政府の優遇措置を勝ち取るために、イスラームを少数民族として認めさせる動きを展開しているという。台湾の現状は、非イスラーム国のイスラーム共同体の存続に関する一つのケース・スタディと捉えることができるかもしれない。

参考文献：

賈福康『台湾回教史』伊斯蘭文化服務社(台湾)、2002年10月
木村自(大阪大学助教)「台湾回民のエスニシティと宗教—中華民国の主体から台湾の移民へ—」国立民族学博物館調査報告、2009年
「遺落記憶的穆斯林—探索鹿港郭氏和丁氏宗族留存的伊斯蘭印記」國立溪湖高校(台湾)の生徒3名による共同研究 2012年
范景鵬・馬世英「1945之前台湾回教研究」西北師範大学報、2012年

シャリーアにおけるダルーラの規定

イスラーム研究所長 森 伸生

ダルーラはイスラーム法学にてたびたび目にする言葉である。その意味は「必要性」であり、他に選択肢がない状態などの非常事態の概念も含む。イスラーム法では、ダルーラな状態にある者はイスラーム法的に禁じられたものが許されたり、義務を放棄したりすることができる。ダルーラの規定に関する意見は多々あるが、ワハブ・アッズハイリー師の見解を彼の著書「イスラーム法とその法的根拠」から紹介する。

【ダルーラの定義とその規定】

ダルーラの状態は絶対的にまたは相対的に、生命の危機に対する恐怖を感じる状態である。だが、死に直面するまで耐えることは条件とはならない。ダルーラの規定は四学派においては、以下のとおりである。ダルーラの状態にある者はハラーム物質でも食することが義務となる。その者は生命を維持するための量を食することで、死の危機を脱することになる。その根拠はクルアーンの「だが止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本当にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあられる。」(6章145節)、「自分の手で自らを破滅に陥れてはならない。」(2章195節)、「あなたがた自身を殺し(たりして害し)てはならない。」(4章29節)などである。飲食を絶って破滅することは、アッラーに対する不忠な行為となる。自分自身を破滅へと導く行為はアッラーの規定で禁じられていることである。

しかし、それは治療を拒んで死ぬこととは見解が異なる。それは義務でもなければ、それを行わないことでアッラーに対する不忠な行為とはならない。何故ならそこには、薬によって治癒する確証ないからである。

【ダルーラの条件】

ダルーラを訴える者すべてがその訴えを受け入れられるわけではない。またはハラームな行為が許されるわけではない。そこにはダルーラの条件が満たされる必要がある。

- 1 ダルーラは将来的に生命の継続が持たない状態であること。つまり、現状が生命や財産の破壊の危機にあることが、経験上で予測ができるか、破滅の危険が実現するなどの場合である。たとえ、実現しなくてもそのように推測できれば十分である。
- 2 ダルーラの状態の人がイスラーム法的に禁じられていることを犯すことになってしまう状態にあること。つまり、ハラームなものを得る手段が全くなく、生命の危険を防ぐためにはハラームなものを食する以外に方法がない状態である。なぜなら、ハラームなものを使用する原因はダルーラな状況にあるので、それを脱するには、なんでも食することが余儀なくされることであり、ハラームなものを見つけない場合にはハラームなものでも食することになる。
- 3 ハラームな行為を許容する理由が揃っていること。例えば、空腹による死の恐れがあるため。生命や身体の一部を保護するため。食を放棄することで歩行が困難になる恐れがあり、仲間から離れることになり死に至ることが心配されるため。または、それで乗り物に乗ることができなくなり死に至ることが予想されるこ

となどである。

- 4 ダルーラの状態にある者はイスラームの基本に違反しないこと。つまり、姦通、殺害、不信行為、強奪などいかなる状態でも許されることはない。なぜなら、それは本質的に腐敗行為である。たとえその人が、不信仰を言葉でいうことを許したとしても心ではイスラームを信じている状況である。同様に他人の食べ物をたとえ力づくでも、奪うことを許したとしても、彼は他の者をダルーラな状態にしてはならない。
- 5 学者全体の一致した考えでは、ハラームは、最小限または破滅を防ぐために必要な量に限定される。なぜなら、ハラームの許容範囲はダルーラによる。ダルーラの範囲は、その状況に応じて判断される。
- 6 薬の投与が絶対必要な状態で、宗教的にも知識的にも信頼おける公正な医者が、ハラームな薬以外に治療に必要なものが存在せず、それが治療に欠かせないと判断した場合であること。

【旅行者と定住者に関するダルーラについて】

定住者であろうが旅行者であろうが、ダルーラな状態においてはハラームのものを食することは許される。クルアーンの一節は「だが止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本当にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあられる。」(6章145節)と言っており、それは定住者と旅行者のうちどちらかに限定しているのではない。それは一般的な言葉であり、ダルーラの状態であるすべての者にとっての権利である。これは四学派の一致した見解である。

ハナフィー学派は旅行の意図にアッラーに対する不忠なものがあるか、または旅の途中から不忠な意図を持ったなど、旅行について区別しない。それはハンバル学派においても推奨される見解となっている。マーリク学派においては、ダルーラ状態の者は不忠の旅においても、動物の死骸などを食べることは許される。しかし、礼拝の短縮や断食の際の食などは許されない。つまり、マーリク学派、シャフィー学派、一部のハンバル学派は、旅行者が不忠の意図や途中で不忠の意図を持つことに対して、区別をしている。

しかし、一方で、旅行の計画を立てた者が不忠の行為を考えていたならば、例えば追剥、人々を襲撃するためなどであるが、その者には死肉を食べることが許容されず、またはイスラーム法的特別許可(礼拝の短縮など)を使うことが許容されない、とする考えもある。ムジャーヒド(722年没)の考えでは、クルアーンの一節「だが止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本当にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあられる。」(6章145節)の解釈から、ムスリムに対して違反するのではなく、法を越えないものと理解されるからである。

許された旅行をした者が、途中で不忠な行為をしたならば、例えばハムル(酒)を飲むなど、彼は旅行で不忠者となる。彼に対してはイスラーム法的特別許可が許容される。なぜならば、それは旅行に関するからであり、旅行自体は不忠ではないからである。

【ダルーラにおいて許されるもの】

四学派でダルーラ状態ではすべての禁止されたものの飲食が許される。例えば、すべての動物の死肉、豚肉、他人の食べ物などである。ハンバル学派は毒などの害するものを除外している。マーリク

学派は血、豚肉、不浄な食べ物（糞や不浄な飲み物など）、ハムルは除いているが喉のつかえを取るためには許している。つまり空腹を満たしたり、喉の渇きをいやしたりするためではない。なぜならそれによって彼を守ることにならない。しかし、同学派の一部では許されるとも言われている。

四学派の学祖が同意したことであるが、ダルルーラ状態の者が食のためにムスリムや生命の安全を保障された不信徒を殺害したり、身体の一部を切り取るなどとは許されないとした。これは生命のある者に対しては当然であるが、遺体損壊も許されない。預言者の言葉「死体の骨の破壊は生きている骨を破壊するようなものだ」による。たとえ、ある者が他の人に、私の腕を切り、それを食べよ、と言ったとしても、それは許されない。なぜなら、人間の肉が許されないのは人間の尊厳を守るためである。

しかし、シャーフィー学派はダルルーラな状況の人には、他に何も見つけることができなかつた時には人間の遺体を食することを許している。なぜなら、生きている人間の尊厳のほうが死人よりも偉大だからである。しかし、遺体が預言者であったならば、それを一部でも食することは許されない。または遺体がムスリムであって、ダルルーラな状態の者が不信徒であったならば、その食は許されない。イスラームの名誉のためである。

ハンバル学派、シャーフィー学派は生命の安全が保障されていない人間の遺体を食することは許した。つまり、ダールルハルブ(戦争の世界)の住人や戦場での戦闘員などである。

【遺体の解剖と部位の移植】

マリーク学派とハンバル学派はハディース「遺体の骨の破壊は生きていたときに骨を折ったことと同じである。」を行動規範として見ている。妊婦の遺体から子供を取り出すために解剖することは許されない。その子は一般的に生きていないからであり、その子が生きている確実性がないからである。予測的なことで確実な禁止行為は許されない。

シャーフィー学派は胎児を取り出すために遺体を解剖することは許している。同様に、財産を取り出すために遺体を解剖することも許している。ハナフィー学派はシャーフィー学派同様に他人の財産を飲み込んだ者には遺体を解剖することを許した。彼にはそれを支払うだけの財産が残っていなかった場合、または誰も彼の罪を賠償する者がいなかったときである。

マリーク学派は同様に、死ぬ前に財産を飲み込んでいた場合、自分のものであろうが他人のものであろうが、その額がザカート対象額以上の多額であったならば、遺体を解剖することを許した。飲み込んだものが遺産を不法に取得するためであったならば、量が少なくても、解剖される。

このような許可される考え方に基づいて、解剖はダルルーラや必要な時には、医学的目的の学究のため、または死因確定や、殺害容疑の犯罪確定・判定のため、犯罪事件における真実を知るために事件解明のために、無実の者を害することのないようにするために、また容疑者が無実を証明するするためには許されている。

同様に研究や学習のために動物の死骸を解剖することは許される。なぜなら、教育に益することであり、痛みを伴わないからである。

とにかく、体の機能を解明するため、または犯罪を明らかにするために解剖を行うのであって、必要以上に解剖を拡大しないことで

あり、ダルルーラと必要性に応じて行うことである。遺体に対しては、人間としての尊厳を護り、四肢を覆って隠し、遺体を元の状態にもどし、目的実現のためにだけ解剖を実施する。

同様に、遺体の一部の移植は許される。例えば、心臓や目など、信頼できる公正なムスリム医師が遺体の一部の死を確定することができたならばである。なぜなら、生命があるものは死体よりも重要であり、目や生命の豊かさは人間にとってイスラーム法的にも求められる偉大な恩恵である。

【ハムルによる治療】

四学派で推奨される見解として、ハムルや酩酊物質などを薬などとして利用することは禁じられる。例えば、薬を溶かすために利用することである。預言者の言葉「アッラーはあなたがたの治癒のために、あなたがたに禁じたことで、強要することはない」がある。また別のハディースがある。

ワイル・ハドラーミーは伝えている。ターリク・ビン・スワイド・ジュウフィーは預言者にハムル(酒)について尋ねた。すると預言者はそれを禁止された。あるいはそれを造ることを嫌悪された。彼(ターリク)は「私はそれを薬として造るだけです」と言った。すると預言者は「それは薬ではない。しかしそれは病(をもたらすもので)ある」と言われた。

しかし、ハナフィー学派では、禁じられたもので治療することは許されているとしている。それには治癒の効果があることが確信されており、それに代わるものがない場合に限られる。だが、豚肉による治療は、たとえ豚肉由来のものしかないとしても許されない。

シャーフィー学派は、ハムルによる治療はハムルだけでは使用禁止である。ただし、ハムルを混ぜて使うが、最後にはハムルが無くなってしまふもの、例えば、ハムルでこねられた解毒剤については、それに代わるものがない場合には許される。しかし、それは清浄なものによる治癒がない場合である。例えば、蛇の肉や尿などの不浄なものによる治療も同様である。その条件として、信頼おける公正なムスリム医師が指導し、治癒を早く行うためである場合には許される。その時、使用する量は少しかけであり、酩酊することではならない。

シャーフィー学派のアリッズ・アブドッサラーム(1262年没)は次のように言った。不浄物による治療は許される。それに代わる清浄なものもなかった時である。なぜなら、安全と健康の価値は不浄なものを遠ざける価値よりも重要であるからである。ハムルによる治療はより正しい立場では許されない。しかし、それによって治癒することがわかったときは別である。またはそれ以外に薬を見つけられなかった時である。

マリーク学派のイブン・アルアラビー(1148年没)とアルクルトビー(1272年没)は次のように明らかにした。ハムルの利用はダルルーラのために許される。ダルルーラを示すクルアーンの一節によって、ダルルーラはハラーム(禁止)を解消する。ダルルーラはハラームなことを許可することになる。薬を投与することが遅れることによって死の原因になることがあるからである。

【喉の渇きの状態でハムルを飲むことについて】

全学派の見解は、喉の渇きのダルルーラ状態、喉を詰まらせたダルルーラ状態、強制された状態などのダルルーラ状態で、ハムルを飲むことは許している。ダルルーラを解消するために適量を飲むことを許

している。なぜなら、生命の保護はすべてを許すことを要求するからである。

ハンバル学派は喉の乾きのダルーラ状態のためにハムルを飲むことには制約をかけている。つまり、乾きを癒すためにハムルが混ぜられたものを、その時だけ許されるとしている。ハムルを飲むことは、ハムルだけでは許されず、また乾きを癒すための最低少量を混ぜることによってしか許されず、それを超えた場合には、定められた刑罰が課せられる。

【ダルーラ状態における食材の優劣について】

ダルーラ状態の者が死肉、他人の食べ物、巡礼者の狩りの獲物、ザバハ（イスラーム法的屠畜）していない肉を見つけたとき、死肉がよいのか他ものがよいのか、法学者の間で意見が二つに分かれている。

1 全法学者の見解（ハナフィー学派、シャーフィイー学派、ハンバル学派）：死肉を食することが優先される。なぜなら、死肉を食することはクルアーンに記されている。他人の食材または狩りの許可はイジュティハードによって定められているので、クルアーンに記されていることが優先される。また、死肉は現世でも来世でも、誰の所有にも属さないからである。死肉の食は他人の食材の食よりも罪としては軽いものである。人々の権利はより厳しいものとして成り立っている。アッラーの権利はより広いものである。もし、死肉を食する状態に迫られたときには、それによって回復することを願うことである。ハンバル学派においては死肉を提供するにあたり、まずダルーラの者にそれを食するか否かを尋ねることが義務となる。

巡礼者が狩りで得た生きた獲物と死肉を見つけた時には、死肉を食べる。なぜなら、狩りで得たものをザバハすることは罪になる。それは巡礼者の状態では許されていない。ダルーラ状態の者が死肉を見つけたことができない場合には、狩りで得たものをザバハして食する。

ダルーラ状態の者が食べ物を何も見つけられなかった場合、ハンバル学派では自分の四肢の一部を食することは許されない。なぜなら、自分自身を食することは自分を殺すことにもなりかねない。その者は自分を殺害することになる。自分の四肢の一部を食することによって、生存する確信はないからである。

ナワウィー師（1277年没）は著書「アルミンハージュ」において、より正しい見解は体の一部を切断することは許されることであり、すべてではない。なぜなら、一部の破損であり、それによって全体を生かすからである。許可の条件は二つである。一つは死肉などがない場合、二つ目は一部を切断する恐怖が全体を失う恐怖よりも小さいことである。もし、全てかそれ以上であったならば、確実に禁止である。同様に、ダルーラ状態の者たちの一人のために自分の一部を切断することは決定的に禁止される。なぜなら、他人のために一部を切断することは本人の全体を残すためではないからである。

2 マーリク学派の主張：死肉は豚肉の食よりも優先されることは義務となる。なぜなら、豚肉は本質的に禁止である。死肉の禁止は屠畜の方法などによって禁止されたものである。同様に、ダルーラ状態にある巡礼者に対して、死肉が狩りの動物よりも優先される。死肉が腐っていた場合には、狩りの獲物が優先される。ダルーラ状態にある者が巡礼の解禁状態である場合には、狩りの獲物が

死肉よりも優先される。他人の食料は死肉よりも優先される。無理やり取得するなどの恐れがないならばである。なぜなら、その食べ物自体は清浄である。

【ダルーラ状態で食することができる量について】

ダルーラ状態者はハラームなものを食べるときに、生命を温存するために最低量に制限されるのか、または満腹が許されるのか。学者間で二通りの意見がある。

1 学者全体（ハナフィー学派、シャーフィイー学派で顕著な見解、ハンバル学派の二人の伝承、一部のマーリク学派イブン・アルマー・ジシューン、イブン・ハビーブ）の見解として：ダルーラ状態者はハラームなもの、または死肉、または他人の財産から食することができるが、生命を護るために、または維持するために必要な量のみを飲食する。それは礼拝や断食ができるだけの分量である。それはふた握りの量である。その状況は食料がない状態から食料が見つかる状態まで続く。非常事態で許されるのは、その非常事態の程度に応じた分量としている。ダルーラ状態者は非常事態を過ぎたならば、それらの食は許されない。

2 マーリク学派：ダルーラ状態者はハラームな食材を満足するまで食することが許される。また彼は死肉などを保存しておくことが許される。彼が旅行中にダルーラ状態を心配したときなど、そこでその心配をなくすためである。なぜなら、それを持参することで害はないからである。ダルーラ状態を防いだり、必要事態を防いだりするために準備することで害を防ぐからである。しかし、それは非常事態でしか食することは許されない。

彼らの根拠は、ダルーラ状態はハラームを無くすことになる。死肉はすべて許されたものと表面上はなる。ダルーラ状態の境目は、食料の無い状態から有る状態になることである。なぜなら、その時すべての食べ物は許されるからである。人間は生命を維持するために食することができる。許されたものは、ハラールな食材と同じようにそれを満足するまで食することができる。

【ダルーラのために力づくで食料を手に入れることについて】

学者間で次のことで異見はない。食料や財産の所有者は彼自身がダルーラ状態者ではなかった場合、その通常の値段でダルーラ状態者に渡すように努めるべきである。飢えや渇きまたは暑さや寒さなどの害を排除するためにそうすべきである。もし、所有者が拒んだり、通常の値段以上の値段を求めたならば、戦いが許される。たとえ彼がムスリムであってもである。彼から力づくで取るためである。なぜなら、ムスリムたちは苦難の時には、お互いに保護し、助け合うものである。クルアーンの一節「寧ろ正義と篤信のために助けあって、信仰を深めなさい。罪と恨みのために助けあってはならない。アッラーを畏れなさい。誠にアッラーは懲罰に就いて厳重であられる。」（5章2節）。所有者がダルーラ状態者に食料を渡さないことは、つまり彼（ダルーラ状態者）を殺害することを助けることになるからである。ハディース（ダイーフ）「ムスリムを殺害することに協力する者は、たとえ言葉の一つであっても、審判の日に彼の両目に次のように書かれている。アッラーの慈悲に飢える者、と」。

【他人の果樹園から食べ物を得る場合について】

果実が実っている果樹園のそばを通った者は、ダルーラ状態であったならば、たとえ、困りがあったとしても、食べることができる。しかし、代金を払うことが条件である。

ダルーラ状態でなかったならば、法学者全体の見解として、通行

人は持ち主の許可なくそこから果実を得ることは許されない。同様に、そこから、持って帰ることも許されない。ハディース「ムスリムの財産は彼自身の良心によってしか、他の者に対して、与えられない。」「あなたがたの血、財産、名誉は侵さざるべきものである。」この考えは宗教的に高潔であり、敬虔であり、保護的である。

ハンバル学派は次のように言っている。

空腹の時、または必要の時に、果樹園のそばを通る者はそこから食べることができる。だが、持ち帰ってはならない。

ハンバル学派の学祖アハマドは次のように言った。「果樹園に囲いが無い場合は、人は空腹の時に、そこから食べることができる。預言者のサハーバ（教友）でそのように行った者は一人だけではなかった。しかし、囲いがある場合には食べなかった。なぜなら、そこは侵してはならない場所とみなされるからである。」

イブン・アッパースは次のように言った。「そこに囲いがあったならば、それは侵さざる場所である。食べてはいけない。そこに囲いがなければ、構わない。」

囲いが無い場合は必要に応じて食することが許されることの根拠は、預言者の言葉である。「必要に迫られた者が食べ物を取ったとしても、問題はない。しかし、持ち出したならば、そのものの罰金と罰が課せられる。」「囲いのある果樹園に来た時に、果樹園の持ち主に三度呼びかけ、彼があなたに応えたならば、彼に従いなさい。しかし、応えなければ、荒らすことなく食べなさい。」

ほかの伝承で、アハマドは果樹園の囲いが無い場合には、そこを

通った者は、たとえ、空腹であろうがなかろうがそこから食べても良いとした。

実際、これは人々の間で行われていた慣習による。彼らは慣習的に通行人に食べることを許していた。落ちた果実に関してはそれを取することは持ち主の許可を得ることなく取得していた。しかし、持ち主がそれを集めている場合や、人々にそれを取ることを禁じた場合には許されない。

【他人の家畜の搾乳について】

アハマドは同様に家畜の搾乳に関しても二通りの見解を示している。

一つは、ダルーラ状態者には、他人の家畜から搾乳して飲むことが許される。しかし、持ち帰ることは許されない。ハディース「あなたがたが家畜のそばを通り、持ち主がいたならば、彼に許可を得て、搾乳して、飲むことが許される。もし持ち主が不在であったならば、三回声をかけて、誰かが応えたならば、許可を得る。誰も応えなかったならば、搾乳してそれを飲む。しかし、持ち帰らない。」

二つ目は、搾乳も飲むことも許されない。ハディース「誰一人として持ち主の許可なく他人の家畜の搾乳をしてはならない。あなた達は食糧庫が侵入されその貯蔵室が壊され食糧が他に運び出されることを誰れが一体好みますか？誠に彼らの家畜の乳房は彼らの食糧を貯蔵しているのであるから、誰一人として持ち主の許しなしに他人の家畜の搾乳をしてはならない。」

ダルーラ状態の者には前者の見解が優先されると考えられる。

クルアーンにおける物語の役割

イスラーム研究所主任研究員 柏原良英

平成25年度のタフスィール公開研究会も2月22日に無事終わることが出来た。今年度のクルアーンは、第10章ユースス章と11章フード章の二つの章の解釈を行なった。この二つの章がそれぞれ預言者の名前が付けられている事から名前から分かるように、ここでは大きなテーマとして預言者とその遣わされた民族との物語が中心に語られている。そこでクルアーンにおける預言者とその民族、特に滅ぼされた民族の物語の意味を考えてみたい。

1. 預言者もその遣わされた民族の誰も知らない過ぎ去った一部の民族の歴史を伝え、未知の出来事に光を当てる。クルアーン「これらはわれがあなた（ムハンマド）に語る、昔の村々の消息の一部である。そのあるものはなお存在するが、あるものは消滅した。」（11章100節）

このことは預言者の正当性を示し、クルアーンがアッラーからもたらされたものであり作り物ではないことを証明する。

2. 預言者や使徒たちの伝道の努力や真理を明らかにするための人々との議論やそれに対立する人々の反応などを伝える。

3. 預言者たちの役割がその根本において一致していることを示す。それは神の唯一性や復活と来世への信仰や彼らの持つ高貴な徳へ呼びかけで、そのためにそれぞれの預言者たちは補完し合う。

4. 物語は、預言者の役目が啓示を伝え懲罰が神から下されることの警告をすることでその時期を遅らせることも早めることも神以

外にはできないことを明らかにする。クルアーン「それは定められた一期のために過ぎず、われはそれを遅延させない。」（11章104節）

5. 物語の中で来世における懲罰の見本としての現世で下された懲罰を示し、神の力を明らかにする。

6. それぞれの物語にはそれぞれの民族により異なる教訓が語られる。ヌーフの民には偶像崇拜への固執や強固な欺が見られ、アードの民には彼らの武力や非道ぶりに頼る部分を明らかにし、ルート民では人間性の墮落を示し、シュアィブの民の物語では不正な社会や不正な手段による他人の権利の侵害を暴くなど全ての物語は、社会の混乱に対抗しその根本にある偶像崇拜と戦い人々を解放することを示す。

7. 文盲の預言者が伝える昔の滅ぼされた民族の物語は、それだけで彼がそれらを神からの啓示でしか知りえないものであり、彼の預言者性の証明になる。

8. クルアーンの物語から得られるものは、訓戒や教訓である。物語から滅ぼされた町や村々の痕跡を見た者や跡形もなくなってしまったがそこから得た知識でそこで起こった出来事を知った者は誰でも、恐怖や畏怖を覚える。また前世代の者たちが被った懲罰に自分たちも晒される事を恐れる。

以上、八つの意義をあげてみたが、そこには後世の人間への神からの訓戒と英知を見出すことができる。

お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
TEL：03-3947-2419 FAX：03-3947-9416
ホームページURL: <http://www.sri.takushoku-u.ac.jp>

拓殖大学 イスラーム研究所 ニュースレター

平成26年3月15日発行 第42号
発行人 拓殖大学イスラーム研究所
編集人 イスラーム研究所主任研究員
柏原 良英

正統四代カリフの時代－アブーバクル（19）

（前号より）

「フダイビーヤの和約」

聖遷から6年目、預言者はカアバ聖殿への参詣をイスラーム教徒に命じた。預言者は1500名余のイスラーム教徒を率いてマッカへ向かったが、預言者のマッカ到来を聞きつけたクライシュ族は預言者一行のマッカ入りを阻むために、マッカの入り口に集結した。

預言者と教友達はマッカ近郊のフダイビーヤに到着したとき、クライシュ族に使者を使わしマッカ訪問の目的を明らかにした。クライシュ族は預言者一行のマッカ訪問の目的を了承し、預言者との和約を結んだ。しかし、この和約はクライシュ族の一方向的意向に添う形で行なわれた。その和約には、イスラーム教徒はマディーナに戻り、来年卡アバ参詣を行なうこと、クライシュ族の者でイスラーム教徒となり預言者のもとに来た場合にはマッカに送り返すこと、預言者のもとからクライシュ族のもとに来た者はたとえイスラーム教徒でも送り返す必要はない、ことが盛り込まれていた。この和約はフダイビーヤの和約と呼ばれている。

預言者はフダイビーヤの和約に調印した後で、イスラーム教徒達にウムラ(小巡礼)をすることなくマディーナへ帰るように命じた。彼らはイスラーム教徒側に不利な形で和約が終わったことに激しい不満を表していた。またカアバ聖殿を目の前にして、その姿さえも見ずに、マディーナへ戻ることに納得できなかった。

そこで、特にそれに不満を持ったウマルが立ち上がり預言者のもとへ行って尋ねた。

「あなた様は、アッラーの使徒様ではないのですか?。」「確かに、そうである。」

「私達は真理の上にあり、敵は不義の上にあるのではないですか?。」「確かに、そうである。」「では、なぜ私達の宗教に屈辱を与えなければならぬのですか?。」「私はアッラーの使徒である。私はアッラーに叛くことは決してありえない。アッラーは私を援助して下さるお方である。」「私達は聖殿に行き、タワーフ(周行)を行なうであろうと、あなた様は私達に話して下さったではありませんか?。」「タワーフとはカアバ聖殿の周りを廻る宗教的行事である。」「確かに、そうである。しかし、私達が今年そこに行くであろうと、そなたに伝えたかな?。」「いいえ。」「いずれ、そなたはマッカへやって来て、タワーフをするであろう。」

ウマルは預言者の言葉を聞いて一応引き下がったが、まだ心の中は釈然としなかった。ウマルの相談する相手はただ一人アブーバクルだけである。彼は人込みを掻き分け、列の後の方にアブーバクルを見付けた。アブーバクルの落ち着いた態度に驚きながらも、預言者に投げかけた時と同じ質問をアブーバクルにも投げかけた。

「アブーバクルよ、あのお方はアッラーの預言者様ではないのか?。」「確かに、そうである。」「我々は真理の上にあり、敵は不義の上にあるのではないか?。」「確かに、そうである。」「では、なぜ我々は我々の宗教に屈辱を与えなければならぬのか?。」

アブーバクルはウマルの手を握り力一杯引き寄せて語気を強めて言った。「ウマルよ、あのお方は確かにアッラーの使徒様である。あのお方は主に叛くことは決してない。主はあのお方を援助して下さる。彼の命令に従い決して叛いてはならない。アッラーに誓って、彼は真理の上にある。」「我々が聖殿に行き、タワーフを行なうであ

ろうと、あのお方は我々に話して下さったではないか?。」「確かに、そうである。しかし、我々が今年そこに行くであろうと、彼はそなたに伝えたかな?。」「いいえ。」「いずれ、そなたはやって来て、タワーフをするであろう。」

ウマルは預言者と全く変わらないアブーバクルの答えに驚くと共に、彼の心の中に安らぎが満ちるのを感じて言った。「アッラーは私の心に安らぎを与えて下さいました。預言者こそ真理であると、確信しました。」

これがアブーバクルの信仰である。預言者の行動に疑念の一欠片さえも挟むことなどありえない信仰である。

アブーバクルの人生、言葉、立場は彼の有名な言葉「彼が述べたのであれば、それは真実である。」にすべてが託されている。アッラーの使徒から出た言葉、行動、それらすべてが真理であり、真実であり、正解であり、正道であり、善なのである。

アブーバクルはハイバルの戦い、マッカ征服、フナインの戦い、タブークの戦い、別れの巡礼などすべてを預言者とともに行動し常に預言者の側にいた。タブークの戦いの際には、預言者はアブーバクルに全面的信頼をよせて偉大な預言者の旗を彼に渡したほどである。

（次号に続く）

研究会報告

【平成25年度第6、7回タフスィール公開研究会開催】

今年度第6回目のタフスィール(クルアーン解釈)公開研究会が、平成26年1月25日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は武藤英臣当研究所客員教授でクルアーン第11章フード章61～99節を解説した。第7回目のタフスィール公開研究会が、2月22日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は柏原良英当研究所主任研究員でクルアーン第11章フード章100～123節を解説した。これで今年度の研究会は終わり、5月からは新たに始まる予定である。

محتويات العدد

- 1 . مؤتمر الحوار في الدفاع عن النبي صلى الله عليه وسلم
مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
- 2 . العالم الإسلامي في تايوان
باحث أول معهد دراسات الثقافة اليابانية : هاسيبي شينغير
- 3 . حكم الضرورة في الشريعة الإسلامية
مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
- 4 . مقالة عن قصص الأنبياء في القرآن الكريم
باحث أول معهد دراسات الشريعة : كاشيهارا يوشيهيدي
- 5 . مقال : الخلفاء الراشدين (19)
مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
- 6 . أخبار المعهد: الدورتان السادسة والسابعة لدراسات التفسير (سورة هود)